

4	地方創生加速化交付金の交付対象となる事業に対して、事業の実施主体がKPIを達成した割合	-	-	検討中	28年度	-	-	-	検討中	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に位置付けられた先駆性のある取組の円滑な実施を支援」することであることを鑑み、本交付金の対象事業に対して、実施主体のKPIの進捗割合を確認する必要があるため。
参考指標		年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1	地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)における交付対象自治体数	-	-	-	-	1788	指標の参考となるため						
2	地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)における交付対象自治体数	-	-	-	-	1786	指標の参考となるため						
3	地方創生加速化交付金における交付対象自治体数	-	-	-	-	1433	指標の参考となるため						
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
		24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)に必要な経費(26年度補正)		-	-	250,000 ※27年度に繰り越し	-	1	地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。					0034	
(2) 地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)に必要な経費(26年度補正)		-	-	170,000 27年度に繰り越し	-	2	地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。					0034	
(3) 地方創生加速化交付金(27年度補正)		-	-	-	-	3	地方公共団体が作成する地方創生加速化交付金に係る事業実施計画に基づく事業に要する経費のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。						
施策の予算額・執行額		-	-	420,000	-	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-24(政策5-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進					担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 谷 史郎				
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進						
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進					目標設定の考え方・根拠	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	400,681	平成26年度	前年度以上	平成27年度	—	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」と言う)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。	
2 地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の増加数	868	平成26年度	前年度以上	平成27年度	—	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—		・総括と展望においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの増加数	4,772	平成26年度	前年度以上	平成27年度	—	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—		同上
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
4 法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	—	—	実施	—	実施	実施	実施	—	—	—	—	・地方分権改革に関する法律等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。	
					実施	実施		—	—	—	—		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 地方分権改革の推進に必要な経費(平成25年度)	—	37(43)	39(46)	39	1.2.3	地方分権改革シンポジウムの開催や優良事例データベースの構築等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。					—		
施策の予算額・執行額	—	37(43)	39(46)	39	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。」							



<p>6 <b>I.(6)特定支援業務(個人保証付債権等の買取)を通じた地域経済活性化への貢献</b> 特定支援を行った案件について、経営者の再チャレンジに貢献できたか</p>	(集計中)	平成27年度	90%	平成28年度	/	-	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
<p>7 <b>II.地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援(1)地域経済への貢献</b> 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか</p>	63%	平成25年度	75%以上	平成27年度	63%	70%	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	"
<p>8 <b>II.(2)金融機関等との連携</b> ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)</p>	96%	平成25年度	90%以上	平成27年度	96%	92%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
<p>9 <b>III.ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)</b> 機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上</p>	59%	平成26年度	60%	平成27年度	/	59%	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	"
<p># <b>III.中小企業等への重点支援の明確化</b> 中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)</p>	90%	平成25年度	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	平成27年度	90%	82%	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	"

測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
		目標年度						
#	<b>II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ</b> ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	75%以上	34年度	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・KPIIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。				
12	<b>II.(4)地域への知見・ノウハウの移転</b> 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う	100%(平成35年3月末までの累計)	34年度	"				
13	<b>IV.機構全体の収益性確保</b> 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	機構解散時	"				
参考指標		年度ごとの実績値					参考指標の選定理由	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1	再生支援決定件数(累計)	-	-	-	10	28	測定指標の前提となる参考値として、地域経済活性化支援機構に改組後(特定支援決定件数は平成26年10月の業務開始後)の業務実績を選定。	
2	ファンド設立件数(累計)	-	-	-	4	19	"	
3	特定専門家派遣決定件数(累計)	-	-	-	19	63	"	
4	特定支援決定件数(累計)	-	-	-	-	3	"	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
財政投融资要求(産投出(1)資) (平成26年度、27年度)	-	-	3,000 (3,000)	7,000	7,8,9,11,13	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『『日本再興戦略』改訂2014』等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、産投出資が措置された。	-	

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>3000 (3,000)</p>	<p>7,000</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済活性化支援機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。</li> <li>・ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド(仮称)」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。</li> <li>・観光庁及び(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力のもと、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。</li> </ul> <p>○「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」(復興庁・産業復興の推進に関するタスクフォース 平成26年6月10日公表)</p> <p>機構の機能を十分に活用することにより、被災地において、(略)、企業の経営改善・事業再生を支援するファンドや地域活性化を担う事業者を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関等と連携を図りつつ、経営(サポート)人材のマッチングを行う、地域経済活性化支援機構の子会社を設立・稼働する(必要に応じ、派遣人材への経営課題解決能力等の研修を実施)。</li> <li>・株式会社地域経済活性化支援機構の事業性評価等をサポートする特定専門家派遣機能及び新たに創設する「地域金融機関向け短期トレーニー制度(仮称)」を活用する。</li> <li>・地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が設立するヘルスケアファンドによる出資等の支援を行う。</li> <li>・地域経済活性化支援機構、日本政策投資銀行等による観光を対象としたファンドの活用による、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。</li> <li>・株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンドの活用等を通じた総合的な支援体制を強化する。</li> <li>・株式会社地域経済活性化支援機構による経営者保証付債権等の買取り・整理等支援の強化を行う。</li> </ul>
-------------------	----------	----------	-------------------------	--------------	---	--

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-26(政策7-施策①))

施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等				担当部局名	原子力政策担当室	作成責任者名	参事官(原子力担当) 室谷 展寛				
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。				政策体系上の位置付け	科学技術・イノベーション政策の推進						
達成すべき目標	原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会を定期的に開催し、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施することで、各府省における原子力利用に関する政策、取組の理解の増進を図り、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る。				目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 原子力委員会において使用した資料及び議事録の公表等による原子力委員会の活動報告状況	100%	26年度	100%	27年度	—	100%	100%	—	—	—	—	原子力委員会は公開で会議を開催し、会議後には資料等をホームページにおいて公開しているところ。引き続き、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信を着実に実施する。
					100%	100%	—	—	—	—		
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度		23年度		24年度	25年度	26年度					
1 原子力委員会の議事録公表件数	54		53		57	47		48		Webサイトにおける、原子力委員会の議事録の公表を通じて、当該委員会の活動状況について情報発信を図っているため。		
2 国際会議の開催件数	4		4		4	4		4				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 切な情報発信等 (平成13年)	87(70)	84(68)	83(69)	82	測定指標1	・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施する。 ・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、ホームページによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。					0035	
施策の予算額・執行額	87(70)	84(68)	83(69)	82	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-28(政策8-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					担当部局名	大臣官房遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務)北條純人			
施策の概要	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行。				目標設定の考え方・根拠	平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 平成27年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	-	-	100%	27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成26年度には敦化市ハルバ嶺で遺棄化学兵器の試験廃棄処理を開始した。 平成27年度は平成26年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、湖北省武漢市及び河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、その進捗割合を目標値として設定する。 年度ごとの目標値については、中国と協議し、当年度中に処理することとなった数を100%としている。
2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	-	-	肯定評価	27年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	-	-	-	-	事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度	関連する指標							
(1) 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度)	253(216)	240(211)	257	257	1.2	事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。					0012	
(2) 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	20,518(20,118)	20,772(16,061)	26,443	31,177	1.2	中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。 平成27年度においても、吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成26年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、湖北省武漢市及び河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。					0013	
施策の予算額・執行額	20,771(20,334)	21,012(16,271)	26,700	31,434	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-30(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(地方訓練)柳橋 則夫				
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進						
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 研修に参加した地方公共団体の数	-	-	1400	平成34年度	-	450	570	690	810	930	1050	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、参加した地方公共団体の数を目標とするものである。
2 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人割合	-	-	100%	平成27年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。
3 ポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数	-	-	250000	平成31年度	-	20000	200000	220000	230000	240000	250000	防災に関する有効的な情報と網羅的に閲覧することができるサイトの閲覧数を目標とするものである。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号				
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)	366 (355)	686 (448)	430 (398)	449	3	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施	0040					
(2) 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	-	111 (92)	109 (100)	129	1.2	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点等の施設を活用した防災研修を実施 ・平成26年度以降は、各地方に出張して研修を行うなどして、地方の職員の受講の機会を増やす	0041					
施策の予算額・執行額	366 (355)	797 (540)	539 (498)	578	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-31(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨					
施策の概要	2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(HFA)」の後継枠組(ポストHFA)を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国籍防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外におけるポストHFAの普及・定着を図るため、我が国のポストHFAの取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、ポストHFAの定着に資する国際防災協力について検討する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進							
達成すべき目標	国内外における兵庫行動枠組の後継枠組(ポストHFA)の普及・定着を図る。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。また、2015年3月の第3回国連防災世界会議でポストHFAが採択されたことを受け、防災先進国・日本として、新たな防災枠組に基づく国際的な防災の取組の推進に貢献していく必要がある。		政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値								
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1	アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度	69%	平成24年度	前年実績以上	平成27年度	70%	前年実績以上	前年実績以上	-	-	-	-	アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、短期研修者に我が国の防災行政に対する理解を深めてもらうというアウトカムの達成状況を測るための目安とする。平成27年度の目標については、平成26年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。
2	アジア防災センターホームページアクセス数	57,906	平成21年度	前年実績以上	平成27年度	64,000回	64,000回	前年実績以上	-	-	-	-	ホームページを通じて各国の防災担当者等が必要な災害情報、各国の防災体制を取得することができるため、国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定し、従来のホームページアクセス数を維持・向上することを目標とし、前年度の実績値を踏まえた目標設定を行う。(※平成26年度のアクセス数が64,000以下の場合には、平成27年度の目標を64,000とし、26年度の実績が64,000を上回る場合には、「前年実績以上」を目標とする。)
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
3	アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	7		7		8		7		8			アジア防災センターにおいて情報更新を行っているカントリーレポートでは、アジア地域内各国の災害対応能力について把握を行っていることから、当該情報を更新することで、各国動向について適切に情報提供していることがわかる
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	国際防災協力の推進に必要な経費(平成10年度)	236(160)	177(149)	1,015(1,254)	232	1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際防災協力推進に資する国際会議等への出席</li> <li>我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施</li> <li>国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施</li> <li>国内外におけるポストHFAの普及・定着の推進</li> </ul>					0042	
施策の予算額・執行額		236(160)	177(149)	1,015(1,254)	232	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」</li> <li>第3回国連防災世界会議における総理ステートメント</li> </ul>					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-32(政策10-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当) 尾崎 俊雄 参事官(事業推進担当)四 日市 正俊
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適度な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、避難所等の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進		
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか 「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 災害復旧・復興に関する対策や取組の事例の収集等	実施	平成27年度		今後の大規模災害に備え、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、地方公共団体等の対策や取組に資するため。				
2 被災者支援に関するマニュアル等の作成及び地方公共団体への周知	実施	平成27年度		平成25年度における災害対策基本法の改正等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくための取組が必要であるため。				
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由		
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
3 災害復興対策事例集の施策事例数	407	407	407	439	449	地方公共団体における復旧・復興の取組に資するための施策事例数について、過去の実績を参考までに選定。		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円) 27年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度					
(1) 災害復旧・復興に関する施策の推進に必要な経費(平成7年度)	43 (20)	46 (42)	62 (43)	58	1.3	被災者台帳情報に係る情報共有等に関する指針を策定・周知する。また、住家被害認定業務の応援に関するガイドライン、被災者の住まいに関する相談マニュアルの作成等を行う。さらに、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、事例集等としてとりまとめ周知する。	0044	
(2) 被災者支援に関する総合的対策の推進経費(平成25年度)	-	20 (15)	15 (10)	20	2	災害発生時に、被災者が避難所だけでなく、郵便局、コンビニ等の身近な場所でも、必要な情報を迅速かつ容易に入手することができるよう、被災者に提供すべき情報の具体的な内容、提供方法、先進的事例等について調査・検討を行い、地方公共団体向けのガイドライン等を策定する。	0045	
施策の予算額・執行額	43 (20)	66 (57)	77 (53)	78	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-33(政策10-施策④))

<p>施策名</p>	<p>地震対策等の推進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(調査・企画担当)名波 義昭 参事官(災害緊急事態対処担当)荻澤 滋</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>防災政策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる。地震・津波の想定を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)</p>	<p>7</p>	<p>H23</p>	<p>15</p>	<p>-</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。</p>
<p>2 大規模地震・津波対策の推進</p>	<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ</p>	<p>平成23年度</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定等の検討</p>	<p>平成27年度</p>	<p>・南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定 ・首都直下地震対策大綱等の改正 大規模地震防災・減災対策大綱の策定(地震ごとに策定されていた大綱を一本化)</p>	<p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定 ・首都直下地震防災戦略の策定</p>	<p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定等の検討</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布や津波高を設定する必要があるため。 また、平成26年度においては、首都直下地震防災戦略(想定される被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標(減災目標)を定めるもの)の策定を目標としていたところ、首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更と併せて想定される被害について達成すべき減災目標、達成時期、対策の内容を設定した。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 地震対策等の推進に必要な経費 (平成12年度)	561 (516)	620 (467)	394 (316)	421	2	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定、SNSを活用した情報発信・収集の支援体制確保を行うための経費である。	0046
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	473 (351)	393 (128)	313 (148)	293	1	総合防災情報システムと他省庁システムとの連携強化を図るとともに、次期システム構築に向けた基本設計を行う。	0047
施策の予算額・執行額	1,034 (867)	1,013 (595)	707 (464)	714	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「安心なまちづくり」		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-34(政策10-施策⑤))

施策名	防災行政の総合的推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(防災計画担当)宮坂 祐介 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(事業推進担当)四日市 正俊 参事官(被災者行政担当)尾崎 俊雄				
施策の概要	災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進						
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。また、国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。				政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 各府省庁の業務継続計画の見直し及び評価の状況	0%	平成25年	100%	平成27年	-	50%	100%	-	-	-	-	各府省庁の業務継続計画については、政府業務継続計画(平成26年3月閣議決定)に基づき、見直しを行うとともに、同計画を評価する手法を構築することとされている。また、構築した評価手法に基づき、各府省庁の業務継続計画を評価することとされているため。
2 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)	46%	平成23年	ほぼ全て	平成32年	55%	-	前回実績以上	-	前回実績以上	-	前回実績以上	
3 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)	21%	平成23年	50%	平成32年	25%	-	前回実績以上	-	前回実績以上	-	前回実績以上	
					25%	-		-	-	-	-	「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
4 船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	-	-	船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	平成27年度	-	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	既存船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	-	-	-	-	海からのアプローチによる医療機能の提供について、船舶を活用した実証訓練を行い、その結果を踏まえて、災害医療全体における役割、必要な医療資機材の在り方とその平時活用方策等の課題の検討、取りまとめを行う必要があるため。
					-	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施		-	-	-	-	
5 防災計画の実効性の向上に資する検討の実施	-	-	防災基本計画における主体の明確化などの調査・検討を踏まえ、防災基本計画への反映の検討を実施	平成27年度	-	防災基本計画における主体の明確化などの調査・検討を踏まえ、防災基本計画への反映の検討を実施	防災基本計画における主体の明確化などの調査・検討を踏まえ、防災基本計画への反映の検討を実施	-	-	-	-	防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画について、平成26年度までに行った検討を踏まえ、必要に応じて防災基本計画の見直しを行うことで、同計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図る必要があるため。
					-	実施済み		-	-	-	-	

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
6	市町村のための業務継続計画作成ガイドの策定及び普及	策定及び普及		平成27年度		大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うことから、市町村のための業務継続計画作成ガイドを策定し、普及することにより、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化をより一層支援するため。					
参考指標		年度ごとの実績値					参考指標の選定理由				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
7	被災者生活再建支援金の支給金額	162百万円	169,380百万円	44,705百万円	526百万円	449百万円	「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。				
8	災害救助費等負担金の施行状況	30,401百万円	427,853百万円	829百万円	910百万円	341百万円	「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号			
		24年度	25年度	26年度	27年度						
(1)	防災基本政策の企画立案等に必要経費(平成26年度)	247 (199)	226 (233)	222 (251)	234	5	・災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 ・災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 ・災害対策予備施設等の維持管理	0049			
(2)	被災者生活再建支援法施行に要する経費(平成26年度)	184,839 (44,705)	1,803 (526)	604 (449)	951	7	支援法の適用に関して、実施主体である都道府県に対して適切に助言を行う。また、支援業務を都道府県から受託している被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)に対して、支援法に基づき、支援業務の適正な実施を確保するよう、監督・助言を行うこと等により、補助金の適正な執行に努め、被災者に対して迅速かつ的確な生活再建の支援を推進する。	0050			
(3)	南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(平成25年度)	39 (33)	10 (8)	51 (42)	70	4	具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。また、海からのアプローチによる医療機能の提供について、実証訓練や課題の検討・取りまとめを行う。	0051			
(4)	防災計画の推進経費(平成24年度)	30 (4)	52 (14)	10 (8)	20	5	防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。	0052			
(5)	社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	-	-	62 (26)	51	1,2,3,6	中央省庁における業務継続体制の確保のため、各府省庁の業務継続計画に係る評価や評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行う。また、地方公共団体の業務継続体制の確保に係る対応策の検討等の調査を行う。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。	0053			
(6)	災害救助等に要する経費(平成26年度)	-	1,730 (1,181)	981 (716)	1435	8	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。	0054			
施策の予算額・執行額		185,155 (44,941)	3,821 (1,962)	1,930 (1,492)	2,761	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-35(政策11-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化				担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)		作成責任者名	参事官 森下 泰					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。				政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化								
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。				目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号			政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1	市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)	119市町村 25年度	122市町村 27年度	27年度	-	-	122市町村	-	-	-	-	-	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。	
2	市町村の避難計画策定状況(福島県内を除く)	71市町村 25年度	122市町村 27年度	27年度	-	-	122市町村	-	-	-	-	-	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては全住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。	
3	地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域 25年度	計3地域 27年度	27年度	-	-	計3地域	-	-	-	-	-	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的なかつ合理的なものであることを確認する。」「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めると、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」とされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。目標値については人員の増強を踏まえ、26年度実績の計1地域から、27年度は計3地域(2地域増)とした。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)									測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
3	地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況	実施 12年度	実施 28年度	28年度	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、総理、閣僚から自治体首長や事業者まで含めた総合的な訓練を行うことで、組織の対応能力の検証と向上を図るとともに、訓練結果の評価を通じて原子力災害対策マニュアル、地域防災計画等を検証・改善し実効性を高めることを目的としている。この訓練は毎年度特定の1地域で行っているが、これを継続して実施することは、PDCAサイクルを通し、原子力防災対策を充実・強化するために重要であるため。	
参考指標	年度ごとの実績値						参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	道府県の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(策定済道府県数)	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることからこれまで測定指標としてきたが、既にすべての道府県において計画の策定が済んでいることから参考指標とした。ただし、今後も各都道府県の地域防災計画の見直しは不断に進めていくものであり、内閣府としてもそれを支援していく。			
2	原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	原子力規制委員会において策定された原子力災害対策指針に基づき、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援しているところ。こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるが、すでに全道府県に対し支援を行っているため、参考指標とした。			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号							
	24年度	25年度	26年度	27年度										
(1)	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	6,230 (3,759)	12,024 (4,469)	18,775 (13,000)	12,170	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。	内閣府0057							
(2)	原子力施設等防災対策等交付金(平成24年度)	2,740 (61)	4,559 (1,181)	4,239 (2,116)	-		復興庁0018							
(3)	原子力災害対策施設整備事業(平成24年度)	12,872 (0)	32,847 (5,403)	25,891 (17,544)	-		内閣府0055							
(4)	原子力災害対策事業(平成26年度)	-	-	9,000 (0)	-		内閣府0056							
(5)	原子力防災計画関連調査委託費(平成27年度)	-	-	-	40		内閣府新27-0002							
達成手段の概要等	21,842 (3,820)	49,430 (11,053)	57,904 (32,660)	12,210	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定) 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定) 「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」								



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-36(政策11-施策②))

施策名	原子力被災者生活支援の推進					担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	原子力被災者生活支援チーム 参事官 有倉 陽司			
施策の概要	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。					政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化					
達成すべき目標	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。					目標設定の考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	政策評価実施予定時期	測定指標1及び2について、目標が達成されなかった年の翌年度の8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	365日もしくは366日	平成27年度	366	平成27年度	365	365	366	-	-	-	-	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
2 入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	365日もしくは366日	平成27年度	366	平成27年度	365(208)	365(220)	366(215)	-	-	-	-	
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 内閣府で実施する住民一時立入りによる立入り世帯数(累計)	-	-	-	23,569	21,943	本施策は帰還困難区域の厳格な入域管理や、入域を希望する住民等の安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うことが目的として実施しており、参考指標までであるが、実際に本施策を利用した住民の世帯数の実績を記載する。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(平成25年度)	-	4,170	4,681	4,000	1, 2	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を行う。				-		
施策の予算額・執行額	-	4,170(3,638)	4,681(4,563)	4,000	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-39(政策13-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)			担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 村田達哉
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。			政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進		
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。			目標設定の考え方・根拠	青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」と規定されており、3年毎に計画を見直すこととされている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値等		目標値等		年度ごとの目標値等 年度ごとの実績値等						測定指標の選定理由及び目標値等(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	—	—	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善	27年度	青少年インターネット環境の整備等に関する委員会を開催し、施策の進捗状況を検証した結果、着実に推進されていることを確認	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善	—	—	—	—	青少年インターネット環境整備環境施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、フォローアップしている項目を改善していくことが青少年インターネット環境整備の総合的推進につながるから、測定指標とすることとした。
2 青少年インターネット環境整備法の認知度	—	26年度	前年度以上	27年度	—	—	前年度以上	—	—	—	・ 国や地方公共団体等による施策の推進度合いが、インターネット環境整備法の認知度の高さに関連すると考えられるため。
3 保護者のフィルタリング率の認知度	—	26年度	前年度以上	27年度	—	—	前年度以上	—	—	—	・ 国や地方公共団体等による施策の推進度合いが、保護者のフィルタリングの認知度の高さに関連すると考えられるため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 指標						

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 青少年インターネット環境整備法第3次基本計画の設定(27年度)	—	—	—	—	—	1,2,3	青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)設定に向けた報告書を作成する。	0083

施策の予算額・執行額	—	—	—	—	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—
------------	---	---	---	---	--------------------------------	---

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-40(政策13-施策③))

施策名	食育の総合的推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田由貴			
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき作成した第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定、平成25年12月26日一部改定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案を行い、食育推進活動等の総合的な促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図るとともに、第2次食育推進基本計画に定めた目標の達成のため、食育推進に関する活動等の総合的な促進する。				目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の検証	23年度	すべての改善	27年度	施策の進捗状況の検証	-	すべての改善	-	-	-	-	食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。 なお、評価に用いるデータは目標年度のデータがない場合、直近のものとする。
食育に関心を持っている国民の割合	70.5%	23年度	90.0%	27年度	90%	-	90%	/	/	/	/	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。 第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育に関心を持っている国民の割合については、今後5年間で90%以上とすることを旨とされていることから、平成27年度の目標値を90%以上とする。
調査研究結果の活用状況の検証	4,064件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認	活用状況等の確認	前年度以上	/	/	/	/	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、白書での利用の他、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								

食育推進評価専門委員会 (1)におけるフォローアップ及 び食育白書のとりまとめ	-	-	-	-	1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・評価を行う。	-
(2) 食育推進経費 (平成18年度)	41 (47)	38 (37)	42 (40)	38	2,3	食育白書のとりまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催や食育推進ボランティア表彰を実施する。国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進に寄与。	-
施策の予算額・執行額	41 (47)	38 (37)	42 (40)	38	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	-

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-42(政策13-施策⑤))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 福田由貴				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 バリアフリーの認知度	94%	平成20年度	100%	平成27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係関係会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。
2 調査結果の活用状況の検証(ホームページのアクセス数)	496件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 5年ほど前と比べて、建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	-	-	-	47.2%	53.6%	調査報告等を作成するうえでは、施策の方向性等に留意しつつ有用性や活用状況等についてを把握しつつ、調査の有用性や活用状況をホームページのアクセス数などにより検証し、次年度以降の調査に反映する。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費(平成14年度)	6(3)	5(3)	5(3)	5	1.2	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。	0087					
施策の予算額・執行額	6(3)	5(3)	5(3)	5	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-44(政策13-施策⑦))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当) 福田 由貴				
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。また、内閣府においては、第9次交通安全基本計画及び平成27年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 第9次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	①4,922人 ②901,216人 (平成22年中)	平成22年度	①3,000人以下 ②70万人以下 (平成27年中)	平成27年度	-	目標値の達成	目標値の達成	-	-	-	-	政府が実施すべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として決定(中央交通安全対策会議)された第9次交通安全基本計画に道路交通の安全についての目標が掲げられているため、同目標を測定指標とすることとした。
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
2 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合	-	-	70%	平成27年度	-	-	70%	-	-	-	-	・国民の意識調査で、全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人が高い割合を示すことで、内閣府の施策が国民の交通安全意識向上に効果を挙げていることが裏付けられるため。
3 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	90%	平成22年度	90%	平成27年度	90%	98%	90%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人」の割合が高い割合を示すことで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
参考指標	年度ごとの実績値				参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
4 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	-	-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 交通安全基本計画の推進	-	-	-	-	1	第9次交通安全基本計画に掲げられている、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路及び幹線道路における安全確保を重点とした交通安全思想の普及徹底等の交通安全施策を推進。				-		
(2) 交通安全対策推進経費(昭和45年度)	154(108)	144(106)	127(110)	116	2・3・4	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。				0089		
施策の予算額・執行額	154(108)	144(106)	127(110)	116	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				-			